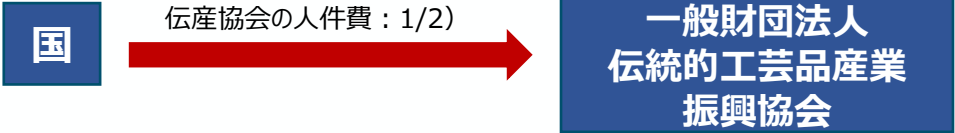


伝統的工芸品支援事業

令和8年度予算額 11億円（11億円）

商務・サービスグループ
文化創造産業課
伝統的工芸品産業室

事業目的・概要
事業目的 我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援、また個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国規模の事業への支援を通じ、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。
事業概要 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」）に基づき、以下の取組を行う。 （１）伝統的工芸品産業支援補助金 伝産法第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定による各種事業計画に基づき実施する取組を支援する。 （２）伝統的工芸品産業振興補助金 伝産法第23条に基づき設立された一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会（以下「伝産協会」）が実施する産地横断的な事業の経費の一部を、同法第26条に基づき補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
（１）伝統的工芸品産業支援補助金 補助（産地組合・製造事業者等：2/3、 学校法人・コンサルタント等：1/2） 
（２）伝統的工芸品産業振興補助金 補助（全指定産地共通：定額、 伝産協会の人件費：1/2） 
成果目標・事業期間
各協同組合等が、補助金を活用して振興計画等を実現することを目指す。 併せて伝産協会が実施する普及推進事業を通して、国民への伝統的工芸品産業の認知度向上を図る。 長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。